

## コーポレート・ガバナンス

### 基本的な考え方・方針

三菱自動車は、企業理念（ビジョン・ミッション）にもとづき、コンプライアンスを最優先に考え、株主の皆様やお客様をはじめ全てのステークホルダーの皆様のご期待に応え、当社の持続的成長および企業価値の向上を目指すべく、コーポレート・ガバナンスの継続的強化・改善を経営上の優先課題として取り組んでいます。

また、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を「コーポレートガバナンス・ガイドライン」として取り纏め、当社ホームページにおいて公開しています。

**PDF** 「コーポレートガバナンス・ガイドライン」

### コーポレート・ガバナンス体制

当社は、2019年6月21日付で、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化の一環として、指名委員会等設置会社に移行しました。監督と執行の分離を明確にし、経営の健全性・透明性確保に向けて一層の監督強化および危機管理の徹底を図りつつ、環境変化に素早く対応する迅速な業務執行を実現していきます。

#### (1) 取締役会および取締役

##### (i) 取締役の構成

取締役会は、経営上の重要事項の決定と執行役の業務執行の監督を行っており、2020年6月末日現在において、取締役15人（女性取締役4人）で構成され、そのうち12人

は豊富な経験や高い見識などを有する社外取締役であり、さらに社外取締役のうち6人を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

社外取締役には、企業経営者や学者、作家、弁護士、会計士、外交官としての豊富な経験と見識にもとづいて、取締役会などにおいて活発に発言いただいております。役割を十分に果たしていただいているものと考えています。引き続き、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性および規模を意識した体制を構築していきます。

##### (ii) 社外取締役の独立性判断基準

当社は、以下の通り、社外取締役の独立性判断基準を定めており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者を独立役員として選任しています。

##### 〈社外取締役の独立性判断基準〉

当該社外取締役が次のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在であること

- ① 当社主要株主（※1）の業務執行者
- ② 当社の主要取引先（※2）もしくは当社を主要取引先とする会社またはそれらの親会社もしくは子会社の業務執行者
- ③ 当社の主要借入先（※3）またはそれらの親会社もしくは子会社の業務執行者
- ④ 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑤ 当社から、役員報酬以外に多額（※4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士などの会計専門家、弁護士などの法律専門家（当該財産を得ている

のが、法人・組合などの団体である場合は当該団体に所属している者）

- ⑥ 当社の役員相互就任先の業務執行者
- ⑦ 当社から多額（※4）の寄付または助成を受けている団体の業務執行者
- ⑧ 過去3年以内で、①～⑦のいずれかに該当していた者
- ⑨ 現在、近親者（2親等以内）が①～⑦のいずれかに該当する者
- ⑩ 社外取締役としての在任期間が通算8年を超える者
- ⑪ その他の事情を実質的または総合的に勘案して、当社との関係性が強いと見られる可能性がある者

※1：10%以上の議決権を有する者

※2：当社の取引先であってその年間取引金額が直近事業年度の当社の連結売上高または相手方の直近事業年度の連結売上高の2%を超える取引先

※3：当社が借入を行っている金融機関であって、その借入額が直近事業年度末の連結総資産の2%を超える借入先

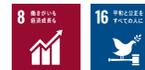
※4：当社から收受している対価が年間1,000万円以上

##### (iii) 取締役会の実効性についての分析・評価

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性向上を図るため、全取締役に対するアンケート調査により、取締役会実効性評価を年に1度実施しています。

2019年度においては、2019年6月に指名委員会等設置会社へ移行したことを踏まえ、取締役会の監督機能充実をはかる観点から、主に「取締役会および各委員会の構成」、「取締役会および各委員会の審議事項」、「取締役会および各委員会の監督機能」、「取締役会および各委員会における審議の状況」の4つの点を軸に、取締役会実効性評価を実施しました。





### (3) 執行役

執行役は、取締役会の決議により業務執行全般の委任を受けた執行役CEOを執行部門の長として、業務の執行の決定および業務の執行を行います。また、執行役CEOはその権限を、執行役Co-CEO・執行役CFOなどの執行役チーフオフィサーや重要機能部門の責任者を務めるその他執行役に委譲し、業務の分担執行体制を敷いています。2020年6月末日現在において、執行役は13人(執行役CEOを含む)です。

### (4) 執行役員

執行役員は、取締役会または執行役CEOの委任により、当社の一定範囲の機能または事業を統括し業務を執行します。2020年6月末日現在において、執行役員は11人です。

### (5) 利益相反の回避

当社は、役員や主要株主などの関連当事者間の取引にあたっては、他の取引先の場合と同様に、会社および株主共同の利益を害することが無いよう、経済合理性を十分検討した上で、複数の関係部署によるチェックと権限委譲規定に定められた責任者による承認にもとづいて、取引を行っています。とりわけ当社と取締役および執行役との競業取引および利益相反取引については、取締役会での事前の承認および事後の報告を要する旨、取締役会規則で定めています。

また、取締役会の決議においては、特別の利害関係を有する取締役は、決議に参加しないことを取締役会規則に定めています。

## 監査委員会監査および内部監査の状況

### (1) 監査委員会監査の状況

当社の監査委員会は、監査方針および監査計画にもとづき、原則として月次で開催される監査委員会のほか、内部監査部門とのミーティング、および執行役などへのヒアリングにより、国内外主要関係会社を含む内部統制システム(財務報告に係る内部統制を含む)の構築・運用状況、コンプライアンス活動の進捗と運用状況、リスク評価の妥当性の検証およびリスク管理体制などについて情報収集を行い、組織的な監査を実施しています。

### (2) 内部監査の状況

当社は内部監査部門として、執行役CEO直属の独立した組織である監査本部に業務監査部と品質監査部を設置し、年度監査計画にもとづいて計画的に内部監査を実施しています。

業務監査部は、当社および国内外関係会社の業務運営が透明性をもって適切なプロセスで運営されているかどうかの監査を実施しています。また品質監査部では、当社および国内外関係会社の製品品質関連業務が適正に遂行されているかについて、監査を実施しています。

業務監査部、品質監査部による内部監査の結果は、執行役CEOに直接報告されています。

### (3) 監査委員会と内部監査部門の連携状況

監査委員会は監査本部とのミーティングを定期的に行い、監査体制、監査計画、社内および国内外関係会社を対象とした内部監査結果の状況について説明を受けるとともに、監査本部に対し監査委員会の監査の状況についてフィードバックしています。

## 買収防衛策の導入の有無

なし。